

○帯広市情報公開条例

平成12年3月1日条例第1号

改正

平成14年12月13日条例第34号
平成16年3月24日条例第13号
平成16年12月14日条例第43号
平成19年10月1日条例第31号
平成20年3月7日条例第1号
平成28年3月28日条例第9号
平成28年3月28日条例第13号
令和5年3月28日条例第3号
令和5年3月28日条例第12号

帯広市情報公開条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 公文書の開示（第5条—第18条）
- 第3章 審査請求等
 - 第1節 諮問等（第19条—第21条）
 - 第2節 帯広市情報審査会（第22条—第32条）
- 第4章 情報提供の総合的推進（第33条—第36条）
- 第5章 補則（第37条—第41条）
- 第6章 罰則（第42条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の推進に関し必要な事項を定めることにより、市の保有する情報の一層の公開を図り、市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって公正で開かれた市政の発展に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び議会をいう。
- （2）公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
 - イ 図書館その他の機関において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、この条例の目的にのっとり、公文書の開示を請求する権利を十分尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう、最大限の配慮をしなければならない。

2 実施機関は、公文書の開示その他の事務を迅速に処理する等この条例に定める情報公開制度の利

用者の利便に配慮しなければならない。

- 3 実施機関は、この条例に定める情報公開制度が適正かつ有効に利用されるよう、条例の目的等について、広く周知を図るよう努めなければならない。

（利用者の責務）

- 第4条 この条例の定めるところにより、公文書の開示又は情報の提供を受けた者は、これによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

第2章 公文書の開示

（開示請求権）

- 第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる。

（開示請求の手続）

- 第6条 前条の規定による公文書の開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出して行わなければならない。

- （1） 開示請求をする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）
- （2） 公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項
- （3） その他実施機関が定める事項

- 2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（公文書の開示義務）

- 第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

- （1） 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは他の条例等（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

- （2） 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又

は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 市及び国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(4) 市又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

イ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ウ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

エ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

オ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

カ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

キ 市若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(5) 法令等の規定により明らかに開示することができないとされている情報

(部分開示)

第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る公文書に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第9条 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合であっても、当該情報を開示することが、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第11条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定に基づき開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第12条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から14日以内にし

なければならない。ただし、第6条第2項の規定に基づき補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第13条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から29日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（1） 本条を適用する旨及びその理由

（2） 残りの公文書について開示決定等をする期限

（事案の移送）

第14条 実施機関は、開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定に基づき事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。

- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第11条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第15条 開示請求に係る公文書に市及び国等並びに開示請求者以外の者（以下この条、第20条及び第21条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

（1） 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第7条第1号イ又は同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

（2） 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定に基づき開示しようとするとき。

- 3 実施機関は、前2項の規定に基づき意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かななければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第19条第1項及び第20条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第16条 公文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の開示にあっては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

（他の法令等による開示の実施との調整）

第17条 実施機関は、法令等の規定により、何人にも開示請求に係る公文書が前条本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあっては、

当該期間内に限る。)には、同条本文の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示しない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条本文の閲覧とみなして前項の規定を適用する。

(費用負担)

第18条 文書又は図画の写しの交付その他規則で定める開示の方法により開示を受ける者は、規則で定めるところにより、当該開示に要する費用を負担しなければならない。

第3章 審査請求等

第1節 諮問等

(審査会への諮問)

第19条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について行政不服審査法(平成26年法律第68号)による審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに帯広市情報審査会に諮問し、その答申を尊重して当該裁決をしなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該公文書の開示について反対意見書が提出されているときを除く。

2 実施機関は、前項の審査請求があったときは、審査請求があった日から3月以内に当該審査請求に対する裁決を行うよう努めなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第20条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)

(2) 開示請求者(開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第21条 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る公文書を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を示している場合に限る。)

第2節 帯広市情報審査会

(設置等)

第22条 次に掲げる事務を行うため、帯広市情報審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(1) 第19条第1項の規定により諮問される審査請求について調査審議すること。

(2) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定により諮問される審査請求について調査審議すること。

(3) 帯広市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年条例第12号。以下「議会個人情報保護条例」という。)第45条第1項の規定により諮問される審査請求について調査審議すること。

(4) 実施機関からの求めに応じ、情報公開制度に関する重要事項について調査審議すること。

(5) 帯広市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年条例第2号。以下「個人情報保護法施行条例」という。)第7条の規定による諮問に応じ、調査審議すること。

(6) 議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問に応じ、調査審議すること。

2 審査会は、前項の規定による調査審議のほか、情報公開制度及び個人情報保護制度に関する重要事項について、実施機関に対し意見を具申することができる。

3 審査会は、個人情報保護法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問については、行政不服審査法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する同法第81

条第1項の機関とする。

(組織)

第23条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第24条 委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 委員は、特定の事件について自らが調査審議することにより当該調査審議の公正を妨げるべき事情があると思料するときは、会長（会長が当該事情があると認めるときは次条第3項の委員）の許可を得て、当該調査審議をしないことができる。

(会長)

第25条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第26条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審査会の調査権限)

第27条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関（審査請求に係る諮問をした実施機関をいう。以下同じ。）に対し、審査請求に係る公文書又は保有個人情報（個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報又は議会個人情報保護条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。）（以下「対象公文書等」という。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された対象公文書等の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、対象公文書等の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第28条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第29条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の写しの送付等)

第30条 審査会は、第27条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付

するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は写しの交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。
- 3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧若しくは写しの交付をさせようとするときは、当該送付又は閲覧若しくは写しの交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 審査会は、第2項の規定による閲覧又は写しの交付について、日時及び場所を指定することができる。

（調査審議手続の非公開）

第30条の2 第22条第1項第1号及び第2号に規定する調査審議の手続は、公開しない。ただし、審査会が認めた場合は、公開することができる。

（答申書の送付等）

第31条 審査会は、諮問に対する答申をしたとき、又は第22条第2項の規定による意見の具申をしたときは、その内容を公表するものとする。

- 2 審査会は、前項の諮問が審査請求に係る諮問である場合においては、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するものとする。

（会長への委任）

第32条 この章に定めるもののほか、審査会の調査審議の手続に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

第4章 情報提供の総合的推進

（情報提供の総合的推進）

第33条 実施機関は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、実施機関の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で市民に明らかにされるよう、情報提供の総合的推進に努めるものとする。

（情報提供施策の充実）

第34条 実施機関は、市民が市政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、広報及び広聴の活動の充実、刊行物その他の資料の積極的な提供、情報通信技術を活用した多様な媒体による情報提供の推進等により情報提供施策の充実に努めるものとする。

（開示請求をしようとする者に対する情報の提供等）

第35条 実施機関は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、当該実施機関が保有する公文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（会議の公開）

第36条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議を公開するよう努めるものとする。ただし、当該会議の審議の内容が許可、認可等の審査、行政不服審査、紛争処理、試験に関する事務等に係るものであって、会議を公開することが適当でないと認められるときは、この限りでない。

第5章 補則

（公文書の管理）

第37条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

- 2 実施機関は、公文書の管理に関する定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければならない。
- 3 前項の定めにおいては、公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の公文書の管理に関し必要な事項について定めるものとする。

（施行の状況の公表）

第38条 市長は、実施機関に対し、この条例の施行の状況について報告を求めることができる。

2 市長は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（出資法人等の情報公開）

第39条 市が出資その他の財政上の援助等を行う法人等のうち実施機関が定めるもの（以下「出資法人等」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、経営状況を説明する文書等その保有する文書の公開に努めるものとする。

2 実施機関は、出資法人等の保有する情報の開示及び提供が推進されるよう、必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は、出資法人等が保有する文書であって、実施機関が保有していないものについて、その閲覧又はその写しの交付の申出があったときは、出資法人等に対して当該文書を実施機関に提出するよう求めるものとする。

4 前項の規定により実施機関が出資法人等に提出を求める文書の範囲、文書の閲覧又はその写しの交付の手続、費用の負担その他必要な事項は、実施機関が定める。

（指定管理者の情報公開）

第40条 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する文書のうち自己が管理を行う同法第244条第1項に規定する公の施設に関するものの公開に努めるものとする。

2 実施機関は、前項の公の施設に関する文書の開示及び提供が推進されるよう、必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は、第1項の公の施設に関する文書であって、実施機関が保有していないものについて、その閲覧又はその写しの交付の申出があったときは、指定管理者に対して当該文書を実施機関に提出するよう求めるものとする。

4 前項の規定により実施機関が指定管理者に提出を求める文書の範囲、文書の閲覧又はその写しの交付の手続、費用の負担その他必要な事項は、実施機関が定める。

（委任）

第41条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

（罰則）

第42条 第24条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成12年規則第6号で、平成12年4月1日から施行）

（帯広市公文書公開条例の廃止）

2 帯広市公文書公開条例（昭和61年条例第34号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例の施行の際現に実施機関に対してされているこの条例による廃止前の帯広市公文書公開条例（以下「旧条例」という。）第6条の規定による公文書の公開の請求は、この条例第6条の規定による公文書の開示の請求とみなす。

4 この条例の施行の際現に実施機関に対してされている旧条例第15条に規定する不服申立ては、この条例第19条第1項に規定する不服申立てとみなす。

5 この条例の施行の際現に旧条例第16条第1項の帯広市公文書公開・個人情報保護審査会の委員となっている者は、施行日に、この条例第22条第1項の帯広市情報審査会の委員に委嘱されたものとみなす。

（帯広市個人情報保護条例の一部改正）

6 帯広市個人情報保護条例（平成7年条例第41号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成14年12月13日条例第34号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

（帯広市情報公開条例等の一部改正に伴う経過措置）

18 この条例の施行の際現に附則第4項、第11項、第12項及び第15項から前項までの規定による改正前のそれぞれの条例の規定に基づいてなされている行為については、附則第4項、第11項、第12項及び第15項から前項までの規定による改正後のそれぞれの条例に基づいてなされた行為とみなす。

附 則（平成16年3月24日条例第13号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年12月14日条例第43号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年10月1日条例第31号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月7日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月28日条例第9号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日条例第13号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月28日条例第3号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月28日条例第12号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。